

4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から51年が経過しました。その間には、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始など、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、住民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担を見直して機関委任事務を廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。

そして現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度公的年金制度改正が行われ、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準が確保されるようになりました。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金または共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付していますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していました。

本市の平成24年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成24年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	38,730	728	39,458	1,457	2	1,459
神奈川区	32,765	680	33,445	1,238	2	1,240
西区	13,480	301	13,781	554	1	555
中区	22,020	490	22,510	674	0	674
南区	30,755	721	31,476	1,334	1	1,335
港南区	28,860	822	29,682	1,429	0	1,429
保土ヶ谷区	29,656	716	30,372	1,164	9	1,173
旭区	33,427	775	34,202	1,616	2	1,618
磯子区	21,278	584	21,862	993	1	994
金沢区	26,638	843	27,481	1,359	2	1,361
港北区	46,128	1,147	47,275	1,978	3	1,981
緑区	24,145	596	24,741	1,063	4	1,067
青葉区	40,986	1,235	42,221	1,969	1	1,970
都筑区	26,908	586	27,494	1,156	2	1,158
戸塚区	33,600	851	34,451	1,941	4	1,945
栄区	15,483	510	15,993	830	1	831
泉区	20,803	522	21,325	1,123	4	1,127
瀬谷区	18,483	362	18,845	753	3	756
横浜市計	504,145	12,469	516,614	22,631	42	22,673

2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、被保険者の所得状況に応じた免除制度になり、対象者の拡大が図られました。

平成24年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成24年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	若年者 納付猶予	計B	
鶴見区	38,730	2,327	2,380	236	158	82	3,032	600	8,815	22.8
神奈川区	32,765	1,697	2,192	227	134	60	3,192	521	8,023	24.5
西区	13,480	635	1,114	81	77	25	1,032	239	3,203	23.8
中区	22,020	1,673	1,770	166	115	41	1,390	327	5,482	24.9
南区	30,755	2,368	2,193	199	132	60	2,174	477	7,603	24.7
港南区	28,860	1,857	2,018	193	110	57	2,986	554	7,775	26.9
保土ヶ谷区	29,656	2,088	2,073	209	119	76	3,316	582	8,463	28.5
旭区	33,427	2,486	2,377	268	186	71	3,152	717	9,257	27.7
磯子区	21,278	1,289	1,556	139	103	56	2,013	439	5,595	26.3
金沢区	26,638	1,564	1,677	191	132	34	3,488	622	7,708	28.9
港北区	46,128	2,010	3,134	334	185	133	4,690	735	11,221	24.3
緑区	24,145	1,542	1,708	194	119	41	2,531	556	6,691	27.7
青葉区	40,986	1,400	3,072	292	153	99	5,738	858	11,612	28.3
都筑区	26,908	1,052	1,627	163	114	65	3,303	549	6,873	25.5
戸塚区	33,600	2,056	2,127	252	148	65	3,520	740	8,908	26.5
栄区	15,483	1,026	1,059	99	73	12	1,540	284	4,093	26.4
泉区	20,803	1,631	1,474	210	147	57	2,040	407	5,966	28.7
瀬谷区	18,483	1,846	1,357	149	108	40	1,450	351	5,301	28.7
横浜市計	504,145	30,547	34,908	3,602	2,313	1,074	50,587	9,558	132,589	26.3

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等の理由により増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成 24 年 3 月 31 日現在の拠出制の国民年金受給者数は表 3、表 4 のとおりです。

表 3 拠出制国民年金受給者数（旧法）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	1,587	1,519	49	3,155	56	0	0	0	3,211
神奈川区	1,590	1,494	28	3,112	39	0	0	0	3,151
西区	832	591	14	1,437	23	0	0	0	1,460
中区	1,209	833	21	2,063	36	0	0	0	2,099
南区	1,751	1,296	33	3,080	61	0	0	0	3,141
港南区	1,028	1,287	14	2,329	45	0	0	0	2,374
保土ヶ谷区	1,238	1,418	32	2,688	55	0	0	0	2,743
旭区	1,275	1,736	24	3,035	68	0	0	0	3,103
磯子区	1,112	1,097	16	2,225	33	0	1	0	2,259
金沢区	1,321	1,551	27	2,899	51	0	0	0	2,950
港北区	1,784	1,840	49	3,673	62	0	0	0	3,735
緑区	809	896	8	1,713	31	0	0	0	1,744
青葉区	1,254	1,552	23	2,829	35	0	0	0	2,864
都筑区	747	706	8	1,461	22	0	0	0	1,483
戸塚区	1,197	1,477	27	2,701	49	0	0	0	2,750
栄区	620	727	12	1,359	22	0	0	0	1,381
泉区	722	858	17	1,597	49	0	0	0	1,646
瀬谷区	653	778	4	1,435	36	0	0	0	1,471
横浜市計	20,729	21,656	406	42,791	773	0	1	0	43,565

表4 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（平成24年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	41,046	1,138	433	45	42,662	59
神奈川区	35,819	952	277	32	37,080	52
西区	13,820	320	126	5	14,271	24
中区	21,031	538	228	16	21,813	28
南区	36,348	984	366	19	37,717	61
港南区	43,831	1,107	307	17	45,262	42
保土ヶ谷区	37,837	932	291	20	39,080	38
旭区	51,578	1,148	407	26	53,159	50
磯子区	31,984	737	257	17	32,995	38
金沢区	40,194	945	323	15	41,477	58
港北区	46,859	1,170	402	46	48,477	65
緑区	29,408	749	272	17	30,446	41
青葉区	42,464	879	437	26	43,806	68
都筑区	22,944	622	310	12	23,888	32
戸塚区	48,370	1,076	423	20	49,889	54
栄区	27,254	627	171	5	28,057	22
泉区	30,119	723	230	10	31,082	33
瀬谷区	24,248	700	232	10	25,190	41
横浜市計	625,154	15,347	5,492	358	646,351	806

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金であります。その財源の多くは国庫負担でまかなうため、一定の基準以上の所得がある受給権者には支給を制限し、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給されていない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成24年3月31日現在の本市の福祉年金、無拠出の基礎年金受給権者数及び特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金、無拠出基礎年金受給権者数及び特別障害給付金受給資格者数（平成24年3月31日現在）

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	9	1,383	0	10	1,402
神奈川区	7	1,292	0	10	1,309
西区	0	445	0	5	450
中区	11	881	0	4	896
南区	6	1,229	0	11	1,246
港南区	7	1,429	0	22	1,458
保土ヶ谷区	3	1,643	0	13	1,659
旭区	6	1,870	0	16	1,892
磯子区	9	998	0	17	1,024
金沢区	6	1,262	0	17	1,285
港北区	12	1,374	0	17	1,403
緑区	5	1,081	0	18	1,104
青葉区	7	1,070	0	18	1,095
都筑区	3	960	0	7	970
戸塚区	8	1,592	0	18	1,618
栄区	4	824	0	8	836
泉区	5	1,166	0	9	1,180
瀬谷区	8	963	0	2	973
横浜市計	116	21,462	0	222	21,800